平成２９年第７回白河市農業委員会総会議事録

１．開催の日時及び場所

日　時　平成２９年７月３１日（月）午後３時３０分

場　所　市役所５階　正庁

２．会議構成人員（３８名）

出席農業委員（１６名）

１番	早　津　和　一　委員	２番	髙　橋　義　勝　委員
３番	今　井　直　敏　委員	４番	滝　田　文　雄　委員
５番	我　妻　　　貢　委員	６番	山　本　繁　夫　委員
７番	有　賀　良　雄　委員	８番	鈴　木　滋　夫　委員
１０番	齋　藤　　　茂　委員	１１番	星　　　保　雄　委員
１２番	和　田　一　男　委員	１３番	塩　田　一　也　委員
１４番	矢　吹　幸　彦　委員	１６番	本　宮　勝　正　委員
１７番	矢　野　正　則　委員	１９番	砂　塚　　　功　委員

欠席農業委員（３名）

９番	緑　川　喜　文　委員	１５番	大　戸　文　治　委員
１８番	北　野　唯　道　委員		

出席農地利用最適化推進委員（１８名）

茂　木　一　男　委員	佐　藤　良　一　委員
樋　口　幹　夫　委員	邊　見　芳　正　委員
篠　宮　四　郎　委員	斎　藤　一　廣　委員
小　泉　光　敏　委員	深　谷　　　昭　委員
矢　内　照　美　委員	鈴　木　茂　次　委員
橋　本　賢　一　委員	深　谷　宏　光　委員
高　久　　　亨　委員	円　谷　隆　男　委員
秋　元　幸　一　委員	山　内　喜　一　委員
飛知和　金　一　委員	冨　永　　　進　委員

欠席農地利用最適化推進委員（１名）

鈴　木　信　秋　委員

3．本日の提出議案

1　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

2　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

3　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4　議案第４号　白河農業振興地域整備計画の変更について

4．職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤　　恭	次長兼係長	大崎　泰弘
主任主査	高橋　早苗	副　主　査	竹内　　忍
表郷分室長	穂積　　明	大信分室長	長谷川　章
東分室長	鈴木　　穣		

◎開　会

事務局長　皆様、お疲れさまでございます。どうもお世話になります。

それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただ今より平成29年第７回白河市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議題としましては、農地法第３条関係が７件、農地法第５条関係が６件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が９件、農業振興地域整備計画の変更関係が３件、合わせて25件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

（午後　３時３０分）

◎会長挨拶

事務局長　では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会　　長　改めまして、こんにちは。

大変暑い中、それから蒸す中をお集まりいただきました。農作業等、大変忙しく皆様ご活躍いただいていることと思います。くれぐれも熱中症等にはお気をつけいただきたいと思います。それでは、ただいまより第７回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議事録署名人選出

会　　長　総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名でありますが、議長指名で異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　それでは、議事録署名人には、10番、齋藤茂委員、11番、星保雄委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会　　長　次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

９番、緑川喜文委員、15番、大戸文治委員、18番、北野唯道委員、それと鈴木信秋委員の４名であります。

◎議案第１号

会　　長　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、朗読いたします。

２ページをごらんください。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による申請があったので、農地法第３条第２項の規定により審議するものとする。平成29年７月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会　　長　事務局より説明をさせます。

事 務 局（竹内副主査）　それでは、３ページをごらんください。農地法第３条についてご説明いたします。

【その１からその７朗読】

以上、その１からその７までの案件につきまして、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会　　長　それでは、農地法第３条その１について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員　大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る７月22日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人に立ち会ってもらい、双方とも申請内容について間違いないものでした。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その１について原案のとおり決定します。

農地法第３条その２を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員　表郷地区担当の橋本です。去る７月23日に譲受人の代理のお父さん、担当の鈴木委員と３人で現地を調査したところ、何の問題もございませんので、皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その２について原案のとおり決定します。

農地法第３条その３を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員　大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る７月22日に、和田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人、双方とも申請内容に沿って間違いないとのことでした。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その３について原案のとおり決定します。

農地法第３条その４を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員　地元の齋藤です。

この件については、今月の22日に鈴木委員と一緒に現地を調査いたしました。譲渡人、譲受人私用によって来られないということで、行政書士が立ち会って話を聞きました。双方とも申請どおりに間違いないということです。皆さんのご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その４について原案のとおり決定します。

農地法第３条その５を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員　大沼地区担当の邊見です。

この申請について、去る７月21日、農業委員の髙橋義勝氏と譲渡人、譲受人、立ち会いのもと現地確認と申請内容について聞き取り調査し、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には特に問題はないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その５について原案のとおり決定します。

農地法第３条その６を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員　大信信夫１地区担当の円谷です。

去る23日、塩田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人に申請内容を確認しました。周辺農地への影響はないと思われます。皆様の審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その６について原案のとおり決定します。

農地法第３条その７を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員　大信信夫１地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る13日、塩田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人、譲受人に申請内容を確認しました。周辺農地への影響もないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その７について原案のとおり決定します。

◎議案第２号

会　　長　次に、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは朗読いたします。

６ページをごらんください。

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定による転用のための申請があったので、同条第３項において準用する同条第４条第４項及び同条第５項の規定により審議するものとする。平成29年７月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会　　長　農地法第５条その１を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、７ページをごらんください。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分、転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員　地区担当の橋本です。

去る27日に、鈴木委員と譲渡人、譲受人の代理人の４名で現地を確認いたしました。申請内容も違っておらず何の問題もございませんので、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その２を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、12ページをごらんください。

【その２朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員　地区担当の橋本です。

去る23日に、鈴木委員と譲渡人、３人で現地確認及び更新の内容を確認いたしました。周辺の農地への影響はないと思われますので、皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その３を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、17ページをごらんください。

【その３朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員　表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る７月23日、滝田委員さん、譲渡人、譲受人の立ち会いをいただきまして現地確認をいたしました。今回の転用による周辺の農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その３について原案のとおり決定します。

農地法第５条その４を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、22ページをごらんください。

【その４朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の生活環境確保事業に該当するものと判断いたします。農地区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員の意見を求めます。

山内委員　東釜子東地区担当の山内です。

設定人と担当委員の矢吹さんとともに、去る７月25日、朝７時より申請場所にて申請内容等、現地調査をしたところ、問題はありませんので、皆様のご審議、よろしくお願いします。

なお、被設定人の市の生活防災課は確認、調整は済んでいますので、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その４について原案のとおり決定いたします。

会　　長　農地法第５条その５を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、27ページをごらんください。

【その５朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員の意見を求めます。

山内委員　東釜子東地区の山内です。

設定人、被設定人、地区担当委員、矢吹さんとともに、23日朝７時に申請場所にて現地調査を行い、特に問題はありませんでしたので、皆様のご審議、よろしくお願いします。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その５について原案のとおり決定します。

農地法第５条その６を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、32ページをごらんください。

【その６朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第２種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないと思われますので、皆様方の審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員　地区担当の小泉です。

28日の日に星委員さんと譲渡人と現地調査をいたしました。譲受人は電話で確認等をしました。申請内容に間違いはないことと、周辺農地への影響がないものと考えました。皆様、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

会　　長　地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、その６について原案のとおり決定します。

◎議案第３号

会　　長　次に、議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、朗読いたします。

37ページをごらんください。

議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年７月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会　　長　事務局より説明をさせます。

事 務 局（高橋主任主査）　それでは、40ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業についてご説明いたします。

【第１号から第３号朗読】

この案件につきましては、あっせん会議を開催し了承を得た内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会　　長　農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、13番、塩田一也委員の退席を命じます。

（塩田一也委員　退席）

会　　長　本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第１号から第６号並びに所有権の移転第１号から第３号について承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、賃借権の設定第１号から第６号並びに所有権の移転第１号から第３号について、原案のとおり承認いたします。

塩田一也委員の入場を認めます。

（塩田一也委員　入場）

◎議案第４号

会　　長　次に、議案第４号　白河農業振興地域整備計画の変更についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、朗読いたします。

41ページをごらんください。

議案第４号　白河農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第１項及び同法施行規則第３条の２の規定により意見を求められたので審議するものとする。平成29年７月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会　　長　農業振興地域整備計画の変更その１からその３について、事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長）　それでは、42ページをごらんください。

【その１朗読】

立地基準の農地区分については、第３種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われます。

続きまして、48ページをごらんください。

【その２朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われます。

続きまして、55ページをごらんください。

【その３朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。第１種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

以上、農業振興地域整備計画の変更その１からその３について、農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほど、よろしくお願いします。

以上です。

会　　長　この案件につきましては、去る７月20日、運営委員会で現地調査を行い、検討をしておりますので、運営委員会を代表し星保雄委員により意見を求めます。お願いします。

星委員　11番、星です。

白河農業振興地域整備計画の変更についての調査結果につきましては、去る７月20日、運営委員会を開催いたし、白河市より意見を求められた白河農業振興地域からの当該３件について現地調査、確認を行いました。その際、農政課担当者からの詳細なる説明を受けました。その後、本庁２階会議室に戻り審議をいたした結果、運営委員会としては計画変更の内容について妥当であると判断いたし、同意することとしましたので、ご報告いたします。

以上です。

会　　長　ありがとうございました。

運営委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　異議がないようですので、白河農業振興地域整備計画の変更について承認する意見書を市へ提出いたします。

以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

◎その他

会　　長　その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　なければ、事務局より連絡事項をお願いいたします。

事務局長　それでは、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

第１点目ですが、2017年度版の「農業委員会業務必携」を配付させていただいております。例年お配りしているので、皆様、内容のほうもご存じだったかもしれませんが、内容は農業委員会の対応すべき課題ですとか、その取り組みの手法などを掲載してあり、先進地の事例なども掲載されておりますので、ぜひご一読いただきまして、日々の農業委員の活動にお役立ていただければというものでございます。

また、こちらの資料は後日、県の農業会議主催の研修会でも使用しますので、大切に保管していただくようによろしくお願いいたします。

２点目ですが、先進地の視察研修についてでございます。７月20日に運営委員会開催いたしまして、日程、視察先についてご協議いただきまして、11月８日、９日の日程で新潟方面

とさせていただきました。なお、運営委員会の中では７日、８日でお諮りしていたんですが、先方の都合で８日と９日なりましたので、運営委員の皆様、ご了承いただきたいと思います。11月８日、９日の日程で新潟方面と考えています。

視察先の新潟市中央農業委員会ですが、農地利用の最適化について活発な活動を展開しているということで、県の農業振興会議でも先進地の事例として取り上げているところでございます。詳細については後日ご案内申し上げますので、多くの皆様にご参加いただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、次回の総会については８月30日。月末31日ではなくて８月30日になります。30日水曜日午後２時から、こちらの場所、市役所正庁のほうで行いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会　　長　皆様のほうから、何かご質問等ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会　　長　なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

今、事務局からありましたが、11月８日、９日、３年に１回の視察研修を計画しておりますので、今より計画を立てておいていただいて、全員の参加をお願い申し上げたいと思います。

それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉　会

会　　長　これをもちまして、平成29年第７回白河市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後　４時４０分）